



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社リンクアンドモチベーション



代表者名 代表取締役会長

小笹 芳央

(コード番号 2170 東証第1部)

問合せ先 取締役 グループデザイン本部担当

大野 俊一

(TEL. 03-3538-9517)

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日（月）開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達の目的】

当社は、創業以来、基幹技術「モチベーションエンジニアリング」（注）を用いた対企業向けのコンサルティングサービスを展開し、「従業員のモチベーションを成長エンジンとする会社=モチベーションカンパニー」創りに貢献してきました。モチベーションを切り口とした独自のコンサルティングと実効性の高い研修プログラムは多くのお客様からの支持を受け、本日現在 1,600 社以上の企業に導入頂いております。また、平成 23 年度の株式会社アビバ（現株式会社リンクアカデミー）の株式取得を皮切りに、対個人向けのサービスを強化し、「主体的にキャリアを形成する自立した個人=アイコンパニー」を世の中に輩出するために、個人のスキル開発に関する各種サービスを提供しております。

近年、日本企業の海外進出が活発化する環境において、企業における国内人材の外国語のスキルアップ及び異文化理解のニーズは高まっております。平成 22 年 4 月に経済産業省より発表された「グローバル人材育成に関するアンケート調査」においても、海外拠点の設置・運営に当たって直面している課題について、回答企業の約 7 割が「グローバル化を推進する国内人材の確保・育成」を挙げています。

こうした背景の中、当社としてもグローバル化を進める法人のサポート及びグローバル人材力の向上を目指す個人のサポートを強化してまいりましたが、その流れを加速することを目的に、平成 26 年 4 月に、ALT（外国語指導助手）配置事業や法人向け語学研修事業を展開する株式会社インタラック（以下、「インタラック社」という。）を買収いたしました。インタラック社は、外国人を学校教育に安定的に供給できる、外国人の採用力及び労務管理能力を強みとしており、その主力事業である ALT 配置事業では、民間企業の中では既に圧倒的な地位を占めております。ALT 配置事業は、平成 25 年 12 月に発表された文部科学省の「英語教育改革実施計画」に基づき、着実に拡大していくことが予想され、また、インタラック社と当社の資産を活用すれば ALT 配置事業に加え、新たな事業展開が可能になると考えております。具体的な事業展開の 1 つは、法人向けに対して、グローバル人材の育成・活用事業です。本日現在、連結子会社である株式会社リンクグローバルソリューションにて、異文化コミュニケーション研修を柱としたグローバル人材育成サービスを提供していますが、今回の統合により語学研修や海外派遣型研修などソリューションラインナップが拡充されます。それにより、コンサルティングを通じて企業の組織課題から入り込みワンストップでグローバル人材育成サービスを提供することが可能になります。さらには、教育関連業界や接客サービス業界などの外国人人材の採用ニーズに対して、ALT のアフターキャリアや、日本での就労を希望する外国人との接点を活用し、人材紹介・派遣事業への展開も考えられます。

もう 1 つは個人向けの事業です。現在株式会社リンクアカデミーにて、アビバイングリッシュというブランドを展開し、TOEIC 講座を販売しておりますが、今回の子会社化により、インタラック社の講師リソースを活用した英会話

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

力向上に向けた講座の提供が可能になると考えております。インタラック社の講師は、ALT での活動を通じて、既に日本語及び日本文化へは慣れ親しんでおります。このような人材を安定的に確保できる英会話スクールは他には多くはなく、他社との差別化を図りながら、営業活動を展開することが可能となります。

今般の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの実施により、上記の株式取得に伴い増加した金融機関からの短期借入金の返済を通じて財務体質の一層の強化を図り、更なる事業拡大に向けた強固な経営基盤の確立を目指してまいります。

(注) 「モチベーションエンジニアリング」とは、心理学・行動経済学・社会システム論等、学術的背景をベースにした技術で、個人の意欲喚起や組織活性化を促進するための手法論です。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |   |   |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 普通株式 3,000,000 株  |
| (2) 払込金額の決定方法   | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 6 月 3 日（火）から平成 26 年 6 月 6 日（金）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募集方法  | 一般募集とし、大和証券株式会社及び野村證券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間  | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。  |
| (7) 払込期日  | 平成 26 年 6 月 10 日（火）から平成 26 年 6 月 13 日（金）までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。  |
| (8) 申込株数単位  | 100 株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長に一任する。 |   |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                 |   |

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 11,088,000 株  |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。   |
| (3) 募集方法       | 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定 |

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。

また、一般募集における処分価格(募集価格)は一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成26年6月10日(火)から平成26年6月13日(金)までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売出株式の種類及び数 普通株式 2,100,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案し、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 大和証券株式会社
- (3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売出方法 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案した上で、2,100,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 4. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 2,100,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 大和証券株式会社
- (5) 申込期日 平成26年6月25日(水)
- (6) 払込期日 平成26年6月26日(木)
- (7) 申込株数単位 100株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 上記(5)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長に一任する。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,100,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は平成26年5月26日（月）開催の取締役会において、一般募集とは別に大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,100,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成26年6月26日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年6月23日（月）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	107,968,000株	(平成26年5月26日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	3,000,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	110,968,000株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	2,100,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	113,068,000株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

### 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	11,088,000株	(平成26年5月26日現在)
(2) 処分株式数	11,088,000株	
(3) 処分後の自己株式数	0株	

### 4. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限2,545,322,800円については、全額を平成26年9月末までにインタラック社及びその子会社4社の買収に係る短期借入金50億円の返済資金の一部に充当し、残額が生じた場合は平成26年9月末までに長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、インタラック社は、主として学校向け ALT（外国語指導助手）配置事業を行なう会社であり、グローバル関連事業の強化を図ることを目的として平成 26 年 4 月 30 日付で子会社化を行なっております。

- (2) 前回調達資金の使途の変更  
該当事項はありません。

- (3) 業績に与える影響  
今回の資金調達実施に伴う当期業績予想への影響はありません。ただし、子会社買収により発生した短期借入金返済により、自己資本比率が向上し、更なる事業拡大に向けた経営基盤の強化につながるものと考えております。

## 5. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針  
当該期の業績、今後の経営環境、投資計画などを総合的に勘案の上、株主に対するより積極的かつ長期安定的な利益還元を行っていくことを配当の基本方針としております。

- (2) 配当決定に当たっての考え方  
剰余金の配当の回数については、機動的な株主還元ができるよう、年 4 回の四半期配当を導入してまいります。配当金の決定機関は取締役会であります。

- (3) 内部留保資金の使途  
内部留保金につきましては、事業の拡大と効率化に向けた M&A、人材、設備への投資に充当し、業容拡大、企業価値向上に努めてまいります。

- (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
1 株当たり連結当期純利益	2,291.43 円	725.36 円	859.19 円
1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金)	2,000 円 (1,000 円)	1,700 円 (1,100 円)	690 円 (450 円)
実績連結配当性向	43.4%	38.1%	36.7%
自己資本連結当期純利益率	19.2%	22.5%	21.9%
連結純資産配当率	8.1%	8.3%	8.0%

- (注) 1 平成 24 年 7 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を実施いたしました。平成 23 年 12 月期の 1 株当たり連結当期純利益については、平成 23 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。また、平成 25 年 5 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 2 株の割合で、平成 25 年 12 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 2 株の割合で、それぞれ株式分割を実施いたしました。平成 24 年 12 月期及び平成 25 年 12 月期の 1 株当たり連結当期純利益については、平成 24 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。平成 24 年 12 月期の 1 株当たり年間配当金については、平成 24 年 7 月 1 日付の株式分割の影響を考慮して記載しております。また、平成 25 年 12 月期の 1 株当たり年間配当金については、平成 25 年 5 月 1 日付の株式分割及び平成 25 年 12 月 1 日付の株式分割の影響を考慮して記載しております。
- 2 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
- 3 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期の連結当期純利益を自己資本（期首の少数株主持分控除後の連結純資産合計と期末の少数株主持分控除後の連結純資産合計の平均）で除した数値であります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 4 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均）で除した数値です。なお、平成23年12月期の1株当たり連結純資産については、平成24年7月1日付の株式分割の影響を考慮して計算しております。また、平成24年12月期及び平成25年12月期の1株当たり連結純資産については、平成25年5月1日付の株式分割及び平成25年12月1日付の株式分割の影響を考慮して計算しております。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始 値	46,800 円	40,300 円	33,400 円	20,500 円
高 値	56,300 円	79,100 円 □33,550 円	75,700 円 □38,500 円 ○20,000 円	28,300 円 □235 円
安 値	37,100 円	38,200 円 □26,510 円	32,150 円 □25,510 円 ○16,350 円	19,720 円 □168 円
終 値	39,850 円	31,500 円	19,500 円	170 円
株価収益率	8.7 倍	10.9 倍	22.7 倍	—

(注) 1 平成26年12月期の株価については平成26年5月23日現在で表示しております。

- 2 平成24年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割、平成25年5月1日付で株式1株につき2株の株式分割、平成25年12月1日付で株式1株につき2株の株式分割、また平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。平成24年12月期における□印は平成24年7月1日付の株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価を、平成25年12月期における□印は平成25年5月1日付の株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価を、○印は平成25年12月1日付の株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価を、平成26年12月期における□印は平成26年4月1日付の株式1株につき100株の株式分割による権利落後の株価をそれぞれ示しております。

3 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

4 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、平成26年12月期については、未確定のため表示しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資による割当先の保有方針等の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である小笹芳央及び株式会社フェニックスは、大和証券株式会社に対し、

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。